

平成27年秋の叙勲・褒章受章者

11月3日に叙勲受章者、11月2日に褒章受章者が発表され、以下の会員が榮に浴されました。
心よりお慶び申し上げます。

叙勲受章者の横顔



旭日双光章（弁理士業務功労）

いた や やす お
板 谷 康 夫

学歴・職歴

昭和43年 岡山大学工学部電気工学科 卒業
(現在) 板谷国際特許事務所

弁理士会歴

昭和54年 弁理士登録(8437号)
平成1年度 企画委員会 副委員長
平成2年度～平成3年度 弁理士会常議員
平成2年度～平成3年度 常議員会会計監査準備委員会 副委員長
平成4年度 財務委員会 副委員長
平成5年度 特許制度運用協議委員会 副委員長
平成7年度 近畿支部 幹事(副支部長)
平成7年度 特許制度昂揚普及委員会 副委員長
平成13年度 知的財産支援センター 運営委員(部長)
平成13年度～平成14年度 近畿支部 幹事(副支部長)
平成19年度 日本弁理士会副会長
平成20年度～平成21年度 地域知財活動本部企画調整委員会 委員長
平成22年度 近畿支部 支部長
平成23年度 技術標準委員会 副委員長
平成24年度～平成25年度 日本弁理士会常議員
平成24年度 常議員会調整委員会 委員
平成24年度 常議員会第一委員会 副委員長
平成27年度 綱紀委員会 副委員長

賞

平成6年 弁理士会特別功労表彰
平成18年 日本弁理士会永年功労表彰
平成20年 日本弁理士会特別功労表彰
平成21年 弁理士制度110周年記念式典特別功労者表彰
平成22年 日本弁理士会特別功労表彰
平成26年 日本弁理士会特別功労表彰

受章に浴して

平成27年秋の叙勲・褒章において旭日双光章を授章し、身に余る光栄でございます。これも偏に日本弁理士会等の関係者のご指導ご支援の賜物と感謝申し上げます。また、多くの皆様から祝意を賜り、感激致しました。この授章は、弁理士に与えられたもので、たまたま私が代表していると思っています。

私は、就職した企業(パナソニック株式会社)において志願した知財部門で仕事

を始めて以来、特許事務所での知財一筋で過ごしました。その間、日本弁理士会や支部の会務活動、大学での知財授業等、各種の仕事に楽しく係らせて戴きました。そのような機会を与えて下さったことに感謝申し上げます。弁理士が社会貢献でき、プレゼンスが高まることが知財業務の発展、ひいては我が国産業の発展の一助に繋がると思います。

今後とも皆様方のご芳情を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



旭日中綬章 (弁護士業務功労)

お がわ ひろ つぐ
小 川 宏 嗣

学歴・職歴

昭和 44 年 3 月 名古屋大学法学部卒業
昭和 44 年 10 月 司法試験合格
昭和 48 年 4 月 名古屋弁護士会に弁護士登録
平成 16 年度 日本弁護士連合会副会長, 名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会)会長
平成 19 年～平成 20 年 名古屋大学大学院法律研究科教授
平成 25 年～(現在) 愛知県選挙管理委員会委員長

弁理士会歴

昭和 49 年 弁理士登録 (7860 号)

受章に浴して

私は昭和 49 年に弁理士登録をして 40 年を迎えました。弁理士登録をしたのは、弁理士の仙波正先生との出会いです。仙波正先生は、司馬遼太郎の「坂の上の雲」の仙波中将の孫に当たられる方です。仙波事務所の争訟系の知財事件を長年にわたり処理してきました。当時は知財事件を扱う弁護士は少なく、若かった私はいろいろな事件を現場に脚を運んで徹底的に調査し処理してきました。しかし、知財事件の専属管轄が始まった以降は、顧問会社の知財関係の相談に乗る程度で知財の訴訟事件は一件も取り扱っていません。私と弁理士会の関係で、特筆すべきことが一つあります。それは、弁理士義務研修の倫理研修です。私は、名古屋弁護士会で弁護士研修を長年にわたって担当してきましたが、25 年ほど前、弁護士に対する倫理研修制度を立ち上げ、倫理研修のための事例集を発行し、グループ分けによるディスカッション方式による研修を始めました。現在行われている倫理研修の草分けです。この研修方法は、その後日本弁護士連合会の弁護士倫理研修に取り入れられ、日本弁理士会による弁理士倫理研修もこの方法が採用されております。私は、このほかには、日本的財産仲裁センターの設立に当初から一部関与させていただきました。弁護士の私にとって弁理士義務研修は大変ですが、昨年何とか必要単位をとりクリアーしました。今後とも元気な限り弁理士登録を継続していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。



瑞宝重光章 (元知財高裁所長)

つか はら とも かつ
塚 原 朋 一

学歴・職歴

昭和 43 年 一橋大学経済学部 卒業
昭和 43 年 司法修習生
昭和 45 年 大阪地方裁判所判事補, 山形地方裁判所米沢支部判事補
昭和 55 年 東京地方裁判所判事, 千葉地方裁判所判事
昭和 58 年 最高裁判所調査官・判事
昭和 63 年 東京地方裁判所判事
平成 3 年 仙台地方裁判所判事・部総括
平成 6 年 東京地方裁判所判事・部総括
平成 11 年 釧路地方裁判所所長, 甲府地方裁判所所長
平成 15 年 東京高等裁判所判事・第 18 部 (知財専門部) 総括
平成 17 年 知的財産高等裁判所第 4 部・部総括
平成 19 年 知的財産高等裁判所所長・第 1 部総括
平成 22 年 裁判官定年退官, 早稲田大学院法務研究科教授・TMI 顧問弁護士
(現在) 創英国際特許法律事務所会長, 谷・阿部特許事務所顧問

弁理士会歴

平成 25 年 弁理士登録 (19206 号)

公職

平成 10 年 法務省法制審議会民事訴訟法部会委員

受章に浴して

この 8 月に古稀を迎えた。この賞のことは、よくわからなかった。おぼろげな記憶と付け焼刃の学習によれば、かつては、勲一等、勲二等、などと番号が付いていたが、いろいろな事情から番号付けは廃止され、上下の順序ははっきりしなくなった。この賞は、ひと昔流に言えば勲二等で、「東の大関」ではなく、公務員用の「西の大関」みたいな感じで、勲一等は宮中で天皇陛下から親授されるが、勲二等は宮中で総理から手渡され、その後に豊明殿で陛下に拝謁する。当日は、家内を伴い、参内した。

受賞の理由は、「裁判功労」とだけあるが、その意味は、私が知財高裁で 8 年近くの間、知財訴訟で七転八倒したことに対するねぎらいではないかと思った。思えば、着任早々の 2、3 年は、大量の審判請求と審決取消の提訴があり、事件処理は危機的な渋滞に瀕した。特許を次々と無効とし、産業界と弁理士界から大きなお叱りを賜った。その後、巡航速度に入ったが、侵害提訴は低調だ。裁判官から知財弁理士に転じて 5 年、弁理士を登録して 3 年、毎日、特許侵害有無の鑑定意見、特許無効の相談などで、明け暮れている。

それにつけても、叙勲の榮譽に浴し、多くの方々から (親族も含めて)、お祝いのお詞をいただき、感激した。自分がこうして栄えある叙勲を受けられたのは、そうした多数の方々のご指導、ご支援をいただいたからであることをあらためて知った。心から感謝を申し上げる。



瑞宝中綬章 (通産行政事務功労)

いた がき たか お
板 垣 孝 夫

学歴・職歴

昭和 45 年 3 月 同志社大学工学部電気工学科 卒業
 昭和 45 年 4 月 特許庁入庁
 昭和 49 年 4 月 審査第五部審査官 (電力)
 昭和 61 年 10 月 審判部審判官 (第 8 部門)
 平成 4 年 11 月 審査第五部審査長 (電気応用)
 平成 6 年 7 月 総務部特許情報管理課長
 平成 7 年 7 月 審査第五部審査長 (計算機応用)
 審査第五部首席審査長
 平成 9 年 1 月 審判部第 13 部門長
 平成 9 年 6 月 審査第五部長
 平成 11 年 4 月 辞職
 (現在) 板垣特許事務所
 株式会社 ダイフク 知的財産部顧問

弁理士会歴

平成 11 年 弁理士登録 (11385 号)

受章に浴して

この度は、平成 27 年秋の叙勲の栄に浴し、身に余る光栄に存じます。
 これもひとえに、多くの皆様方のご支援とご高配の賜物と心から感謝申し上げる次第でございます。

知的財産の仕事に関わって 45 年の月日が過ぎました。特許庁在職中は、審査要
 処理期間の短縮に終始した 30 年間ではなかったか・・・と振り返っているところ
 ですが、この間に、PCT 加盟に伴う事務処理フローの構築、第 1 回トップ懇 (= 現
 在の特許庁長官または特許技監と企業トップとの意見交換会) 開催に向けての諸
 手配、特許出願の早期審査制度の導入等々、様々な業務にも関与することができま
 した。これらの業務を進める中で、新たに生まれる疑問や苦悩に惑うことも多々
 ありましたが、諸先輩方々からの貴重なご意見等は、どれほど小生を励まし業務完
 遂に資したかは計り知れません。この場をお借りして改めてお礼申しあげる次第
 です。

ところで、小生も本年 4 月に齢 70 を迎え、孔子の言葉を借りれば、「七十にし
 て、心の欲するところに従えども、矩 (のり) を踰 (こ) えず」の年齢になりました。
 要すれば、人の道の最終段階に入った訳です。

今秋の叙勲の栄を機に、これからは「恕 (じょ) の心」即ち「思いやりの心」を
 持って残生を送れば・・・と願う今日この頃です。



瑞宝小綬章 (通産行政事務功労)

しも 道 てる ひさ
下 道 晶 久

学歴・職歴

昭和 42 年 4 月 東京農工大学工学部電気工学科卒業
昭和 44 年 4 月 特許庁入庁
昭和 48 年 4 月 特許庁審査官 (電力)
昭和 52 年 2 月～昭和 54 年 3 月 国際協力事業団に出向
昭和 54 年 4 月 特許庁審査官 (電気機器, 電子回路)
昭和 62 年 6 月～平成 4 年 5 月 世界知的所有権機関 (WIPO) に派遣 PCT 管理
部カウンセラー
平成 4 年 5 月 特許庁審判部上級審判官 (第 8 部門)
平成 4 年 11 月 特許庁総務部特許情報企画課長
平成 6 年 4 月 特許庁審査第五部上席審査長 (映像機器)
平成 7 年 7 月 特許庁審判部審判長 (第 9 部門長)
平成 8 年 4 月 特許庁退官
平成 8 年 4 月 青和特許法律事務所入所
(現在) 青和特許法律事務所

弁理士会歴

平成 8 年 弁理士登録 (10838 号)

公職

平成 15 年～平成 16 年 工業所有権審議会臨時委員
平成 16 年～平成 17 年 工業所有権審議会臨時委員

賞

平成 18 年 日本弁理士会感謝状

受章に浴して

平成 27 年秋の叙勲に浴し身に余る光栄です。

特許庁において 27 年間審査・審判の業務に従事し、その後 19 年弁理士として出願人の立場から特許の業務に従事してきました。この栄誉はひとえに特許庁が与えてくださった知識・経験、及び弁理士として所属した事務所及び知財関連団体の方々から学んだ多くの実践経験の賜物であると感謝しています。

特に、特許庁在職中に世界知的所有権機関 (WIPO) に派遣され、PCT に基づく国際出願に関わる機会をいただいたことは、知財の世界における活動の大きな原動力となりました。

WIPO に派遣された当時 (1987 年) PCT は発効後 9 年が経過していましたが、日本の出願人による国際出願件数はまだ 1,000 件余りでした。そこで、日本からの国際出願件数を増やすべく私は WIPO の上司と共に日本の主要企業を訪問し、PCT の利用促進を図るべく利点を説明してきました。しかし、十分に PCT の利用価値について浸透するには至りませんでした。

そこで、WIPO での勤務を終え特許庁に復帰後も、PCT の普及・利用促進をライフワークにしようと考え、日本の出願人のために所属事務所、特許庁及び関連団体のご協力を得て活動してきました。

最後に、これまでご支援くださった方々に深く感謝申し上げます。また、叙勲を機に、次の世代にバトンを渡そうと考えております。



瑞宝小綬章 (通産行政事務功労)

いの うえ もと ひろ
井 上 元 廣

学歴・職歴

昭和 42 年 3 月 九州大学工学部機械工学科卒業
昭和 43 年 4 月 特許庁入庁
昭和 47 年 3 月 早稲田大学社会科学部卒業 (夜間)
昭和 47 年 4 月 審査官
昭和 49 年 10 月 科学技術庁出向 (計画局調査官)
昭和 51 年 10 月 審査官
昭和 59 年 4 月 審判部審判官
平成 2 年 5 月 裁判所調査官 (東京地方裁判所)
平成 5 年 4 月 上級 (主席) 審判官
平成 6 年 4 月 審判部審判長
平成 7 年 10 月 審判部審判長 (部門長)
平成 8 年 7 月 特許庁退職
平成 8 年 7 月 弁理士登録
平成 23 年 2 月 一般社団法人大分県発明協会理事
(現在) 井上国際特許事務所

弁理士会歴

平成 8 年 弁理士登録 (10854 号)
平成 18 年度～平成 23 年度 九州支部 幹事

賞

平成 27 年 日本弁理士会特別功労表彰

受章に浴して

この度は、平成 27 年秋の叙勲の栄に浴し、大変光栄に存じております。

これも、ひとえに特許庁でお世話になった先輩、同僚の皆様、そして、弁理士会でご交誼に与かった方々から頂いたご指導、ご支援の賜物と、心から感謝いたしております。

振り返りますと、大学で工学を専攻し、卒業後は、大方の学友が進んだ道とは異なる公務員への道として、特許庁に入庁しました。そして、そこで、特許法の条文中に、「・・・発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する・・・」とあるのに出会いました。特許制度が、技術を信頼し、その技術から生まれる発明が、将来の産業の発達と豊かな生活の実現を可能にするものとして、明るい展望を描いているのに、心洗われる思いがしたのであります。以後、どの職場にあっても、いつも、この思いが下地になり、同僚の方々と共に、それぞれの業務にいそしむことができたのは、私にとりまして、誠に幸運でありました。今は、かつて仕事の山に埋もれて、審査・審判・裁判調査の業務に打ち込んだ日々を懐かしく思い出しています。

時が下って、郷里・大分で弁理士の仕事に携わるようになってからは、地方には地方の、弁理士として重要な職務があることを知り、これらの職務を果たして来られた同業の多くの方々のご努力に思いを致しております。

各方面の、これまでにご指導、ご支援を賜った多くの方々に、あらためて感謝を申し上げます。



瑞宝小綬章 (通産行政事務功労)

おお かわ ゆずる
大 川 讓

学歴・職歴

昭和 44 年 九州工業大学電気工学科 卒業
昭和 44 年 特許庁入庁
昭和 48 年 審査官
昭和 54 年 審判官
平成 4 年 審査第五部審査長
平成 5 年 東京高等裁判所調査官
平成 8 年 審判部審判長 (部門長)
平成 8 年 特許庁退官
(現在) 開明国際特許事務所

弁理士会歴

平成 8 年 弁理士登録 (10866 号)

受章に浴して

この度は、平成 27 年秋の叙勲の榮譽に浴し、身に余る光榮に存じております。これもひとえに、特許庁在職中にお世話になりました皆様、お世話になった弁理士の皆様、並びに推薦して下さった関係者の方々等のご指導、ご支援、ご高配の賜と深く感謝しております。

特許庁に昭和 44 年に入庁し、平成 8 年に退職するまでの 28 年余りの間、特許審査、審判業務、及び裁判所調査官業務と貴重な体験をさせて頂きました。平成 8 年に弁理士となった後も、立場は変わりましたが、発明に携わる点では同じです。また、筑波の産業技術総合研究所にて発明が生まれた後の出願業務だけでなく、発明者により近い立場に立って、発明が生まれる前からお手伝いさせて頂く貴重な経験もさせて頂きました。

今後は、古希と言われる歳も過ぎていることからフルパワーでとはいきませんが、これまでに行ってきた出願の収束を図りつつも、今しばらくは弁理士の一員として職責を果たしていく所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。